

平成 15 年 5 月 1 日現在の手持品課税
対象酒類の酒税納税申告書の記載要領

《目 次》

(頁)

申告書 (別紙様式 1 ~ 3) の作成方法 1

記載例 5

別紙様式 3 (手持品課税対象酒類の明細書) 6

別紙様式 2 (税額算出表) 8

別紙様式 1

(平成 15 年 5 月 1 日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書) . . . 1 1

平成 15 年 5 月 1 日実施の手持品課税に係る税率表 1 2

申告書（別紙様式 1 ～ 3）の作成方法

申告書の作成に当たっては、まず「手持品課税対象酒類の明細書（別紙様式 3）」（以下「明細書」といいます。）を作成し、次に、明細書に基づき「税額算出表（別紙様式 2）」を作成し、最後に、税額算出表に基づき「平成 15 年 5 月 1 日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書（別紙様式 1）」（以下「本表」といいます。）を作成してください。

「本表」、「税額算出表」及び「明細書」（これらを総称して「申告書」といいます。）の具体的な記載方法は、次のとおりです。

なお、記載に当たっては、「記載例」（P5～P11）を参考としてください。

1 明細書（手持品課税対象酒類の明細書）

- (1) この明細書は、貯蔵場所ごとに作成してください。
- (2) 「酒類の種類等」、「アルコール分」、「麦芽使用比率」（発泡酒のみ）及び「1 容器の容量（A）」の異なるごとに記載してください。

なお、果実酒（発泡性のないものに限る。）及び発泡酒については、アルコール度数が異なっても税率は同じですので、「アルコール分」の異なるごとに記載する必要はありません。

（注）上記の項目が共通する酒類については、銘柄が異なっても 1 行にまとめて記載することができます。

ただし、この申告書を提出した後に、「手持品課税が行われたことの税務署長の証明」を受けようとしている場合には、銘柄等が異なるごとの所持数量が明らかになるよう記載しておく必要がありますのでご注意ください。

- (3) 「酒類の種類等」、「アルコール分」、「麦芽使用比率」、「銘柄等」、「発泡性の有無」及び「1 容器の容量（A）」の各欄は、容器の表示等に基づき、次により記載してください。

イ 「酒類の種類等」欄

「合成清酒」、「果実酒」、「甘味果実酒」、「発泡酒」又は「その他の雑酒」と記載してください。

ロ 「アルコール分」欄

アルコール分を、例えば「12」、「15以上16未満」等と記載してください。
なお、発泡性のない果実酒、並びに発泡酒については、この欄の記載は不要です。

ハ 「麦芽使用比率」欄

発泡酒については、容器に表示されている麦芽使用比率を、例えば「25%未満」、「25%以上50%未満」と記載してください。(発泡酒以外は記載不要です。)

ニ 「銘柄等」欄

「酒類の種類等」、「アルコール分」、「麦芽使用比率」及び「1容器の容量(A)」が共通する酒類についてまとめて記載するときは、主な銘柄を記載してください。

ホ 「発泡性の有無」欄

果実酒、甘味果実酒及びその他の雑酒のうち、アルコール分が13度未満のものについては、発泡性があるものに「○」を、ないものに「×」を記載してください。

ヘ 「1容器の容量(A)」欄

容器に表示されている容量をミリリットル単位で記載してください。(例えば、1,800mlの場合は「1,800」と記載してください。)

(4) 「所持数量(C)」欄の記載に当たっては、次のことに留意してください。

イ 税率の適用区分ごとに小計を記載してください。

ロ 詰め合わせ品については、それぞれが単品の商品であるものとして、その属する区分の数量に合算してください。

2 税額算出表

税額算出表は、「その1」、「その2」及び「その3」で1セットです。

1により作成した明細書に基づき、「酒類の種類等」欄及び税率の適用区分ごとに、次により記載してください。

なお、同一の税務署管内に2以上の貯蔵場所があり、それらを一括して申告する場合には、貯蔵場所ごとに作成した明細書の「酒類の種類等」欄及び税率の適用区分ごとに合計してください。

(1) 「アルコール分」欄及び「税率(イ)(エ)」欄

税額算出表にあらかじめ印刷されていないものについては、「平成15年5月1日実施の手持品課税に係る税率表」(P12~P14)を参照の上、税額算出表に追記してください。

(2) 「所持数量(ア)」欄

(1)の区分に応じ、明細書の小計の数量(明細書の小計数量に10ml未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた後の数量)を記載してください。

(3) 「算出税額(ウ)(オ)」欄

1円未満の端数は、切り捨ててください。

(4) 「小計」欄

「所持数量(ア)」、「算出税額(ウ)(オ)」及び「差引酒税額」について、合成清酒、果実酒(「その他のもの」を除く。)、甘味果実酒又はその他の雑酒ごとの数量又は税額の計を記載してください。

(注)果実酒の「その他のもの」及び発泡酒の各欄については、「小計」欄はありません。

(5) 「合計」欄

(4)により記載した「小計」、果実酒の「その他のもの」及び発泡酒の各欄を合算してください。

3 本表(平成15年5月1日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書)

この表は、2により作成した税額算出表に基づき、次により作成してください。

(1) 「貯蔵場所の所在地及び名称」欄

指定時に手持品課税対象酒類を所持していた場所の所在地及び名称を記載してください。

(注)同一の税務署管内に貯蔵場所が2以上あるときは、その貯蔵場所ごとの「明細書」を添付すれば、それらの貯蔵場所分を一括して申告することができます。この場合、「貯蔵場所の所在地及び名称」欄には、最も所持数量の多い貯蔵場所を記載してください。

(2) 「納付すべき税額等の計算」欄

イ 「 」欄は、税額算出表(その3)の「差引酒税額」の「合計」欄の金額を

記載してください。

□ 「 」欄は、「 」欄の金額に 100 円未満の端数があるときに、その端数を記載してください。(「 」欄の金額が 100 円未満であるときは、「 」欄と同じ金額を記載してください。)

ハ 「 」及び「 」欄は、納付すべき税額がないときは記載しないでください。

(3) 「摘要」欄

イ 同一の税務署管内に貯蔵場所が 2 以上あり、それらを一括して申告する場合には、「一括申告の有無」の「有」に 印を付けるとともに、カッコ内にその場数を記載してください。

□ 他の税務署管内に貯蔵場所がある場合には、「他署管内の貯蔵場所の有無」の「有」に 印を付けるとともに、カッコ内にその場数を記載してください。

(4) 「(期限後申告書・修正申告書)」の箇所は、不要の文字を取り消し線で抹消してください。

記載方法について、ご不明な点等がございましたら、税務署の酒税担当部門にお問い合わせください。

また、申告書の用紙が不足したときは、税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページに掲載しているものを印刷してお使いください。

(複写式の用紙でなくても構いません。)

記 載 例

申告書の記載に当たっては、「申告書の作成方法」によるほか、この記載例を参考にしてください。

なお、この記載例では、以下の条件の酒類業者を例にしています。

《 条 件 》

- 1 申告者は、指定時（平成15年5月1日の午前零時）に課税対象酒類を800リットル以上所持する有限会社国税酒店とする。
- 2 有限会社国税酒店は、同一税務署（ここでは麹町税務署）管内に2つの貯蔵場所（「スーパーA」及び「コンビニエンスB」）を有している。

本件事例では、「明細書」は貯蔵場所ごとに作成し、「税額算出表」にはこれらの数量を合計して記載しています。

なお、貯蔵場所ごとに申告書を複数作成し提出しても構いません。

（有限会社国税酒店は、このほか、他の税務署管内の貯蔵場所に課税対象酒類を所持しており、別途申告書をその貯蔵場所の所轄税務署長あてに提出している。）

（注）記載例にある斜め文字は、「申告書の作成者が記載した箇所」を表しています。

明細書は、貯蔵場所ごとに作成

提出用

手持品課税対象酒類の明細書

貯蔵(所持)場所の所在地及び名称	(所在地)		申告者の住所及び氏名又は名称	(住所)			
	千代田区霞が関3-1-1	スーパーA		千代田区霞が関3-1-1	(氏名又は名称)	(押印不要)	(有)国税酒店
酒類の種類等	アルコール分	麦芽使用比率	銘柄等	発泡性の有無	1容器の容量(A)	本数(B)	所持数量(C) A × B
合成清酒	12以上 13未満	-	かすみ	-	900 ml	50 本	45,000 ml
〃	12以上 13未満	-	〃	-	1,800	30	54,000
						(小計)	99,000
〃	13以上 14未満	-	ちよだ	-	1,800	30	54,000
						(小計)	54,000
果実酒	8	-	シャトー信州		360	12	4,320
						(小計)	4,320
〃	-	-	シャトー甲州	×	360	20	7,200
〃	-	-	〃	×	500	15	7,500
〃	-	-	〃	×	720	55	39,600
						(小計)	54,300
発泡酒	-	25%未満	生	-	350	500	175,000
〃	-	〃	〃	-	500	300	150,000
						(小計)	325,000
「酒類の種類等」、「アルコール分」、「麦芽使用比率」(発泡酒のみ)、「1容器の容量(A)」の異なるごとに記載							

明細書は、貯蔵場所ごとに作成

提出用

手持品課税対象酒類の明細書

酒類の種類等	アルコール分 度	麦芽使用比率	銘柄等	発泡性の有無	1容器の容量 (A) ml	本数 (B) 本	所持数量 (C) A × B ml
貯蔵(所持)場所の所在地及び名称	千代田区大手町1-3-3		千代田区霞が関3-1-1	コンビニエンスB		(有)国税酒店	
合成清酒	13以上 14未満	-	くだん	-	1,800	100	180,000
			複数の銘柄をまとめて記載するときは、主な銘柄を記載			(小計)	180,000
果実酒	-	-	シャトー神戸	x	720	100	72,000
				発泡性なし		(小計)	72,000
甘味果実酒	13度未満	-	スパークリングいけだ	x	720	10	7,200
				発泡性なし		(小計)	7,200
発泡酒	-	25%未満	生	-	350	1,000	350,000
"	-	"	"	-	500	200	100,000
			発泡酒については、麦芽使用比率を記載			(小計)	450,000
"	-	25%以上 50%未満	超生	-	500	50	25,000
						(小計)	25,000
その他の雑酒	12度	-	老酒	x	750	20	15,000
				発泡性なし		(小計)	15,000

税 額 算 出 表 (その1)

申告者の住所 及び 氏名又は名称	(住所) 千代田区霞が関3-1-1						
	(氏名又は名称) (有)国税酒店						
酒類の種類等	アルコール分	所持数量 (ア)	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額 ウ-オ
			税率 (1ml当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税率 (1ml当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)	
合成清酒		ml	円	円	円	円	円
	12度以上13度未満	99,000	0.075679	7,492	0.063430	6,279	1,213
	13度以上14度未満	234,000	0.081986	19,184	0.068720	16,080	3,104
	14度以上15度未満	0	0.088293		0.074010		
	15度以上16度未満	0	0.094600		0.079300		
	小計	333,000	-	26,676	-	22,359	4,317
果 実 酒	8度未満		追記	0.046976	追記	0.037664	
	8度以上9度未満	4,320	0.046976	202	0.037664	162	40
		0	A 54,300 B 72,000 を合算				
	小計	4,320	を合算	202	-	162	40
その他のもの	-	126,300	0.070472	8,900	0.056500	7,135	1,765

(注) 1 「所持数量(ア)」欄には、10ml未満の端数を切り捨てた後の数量を記載する。
 2 「算出税額(ウ)、(オ)」欄には、1円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載する。

10ml未満切り捨て

税 額 算 出 表 (その2)

円位未満切り捨て

酒 類 の 種 類 等	アルコール分	所 持 数 量 (ア)	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差 引 酒 税 額 ウ - オ	
			税 率 (1ml当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税 率 (1ml当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)		
甘 味	アルコール分 が13度未満で、 かつ発泡性を 有するもの	ml	円	円	円	円	円	
		8度未満	0	0.069144		0.065728		
			0					
		小 計	0	-		-		
果 実 酒	その他のもの	13度未満	7,200	0.103722	746	0.098600	709	37
		13度以上14度未満	0	0.112366		0.106820		
		14度以上15度未満	0	0.121010		0.115040		
		15度以上16度未満	0	0.129654		0.123260		
			0					
			0					
			0					
小 計	7,200	-	746	-	709	37		
発 泡 酒	麦芽使用比率が 25%未満のもの	-	775,000	0.134250	104,043	0.105000	81,375	22,668
	麦芽使用比率が 25%以上50% 未満のもの	-	25,000	0.178125	4,453	0.152700	3,817	636

A 325,000
B 450,000
を合算

(注) 1 「所持数量(ア)」欄には、10ml未満の端数を切り捨てた後の数量を記載する。
2 「算出税額(ウ)、(オ)」欄には、1円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載する。

提出用

10ml未満切り捨て

税 額 算 出 表 (その3)



円位未満切り捨て

酒 類 の 種 類 等	アルコール分	所 持 数 量 (ア)	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差 引 酒 税 額 ウ - オ	
			税 率 (1ml当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税 率 (1ml当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)		
そ の 酒	アルコール分 が13度未満で、 かつ発泡性を 有するもの	ml	円	円	円	円	円	
		8度未満	0	0.069144		0.065728		
			0					
		小 計	0	-		-		
他 の 雑 酒	その他のもの	13度未満	15,000	0.103722	1,555	0.098600	1,479	76
		13度以上14度未満	0	0.112366		0.106820		
		14度以上15度未満	0	0.121010		0.115040		
		15度以上16度未満	0	0.129654		0.123260		
			0					
			0					
			0					
			0					
		小 計	15,000	-	1,555	-	1,479	76
合 計		1,285,820	-	146,575	-	117,036	29,539	

この金額を本表の欄へ転記

(注) 1 「所持数量(ア)」欄には、10ml未満の端数を切り捨てた後の数量を記載する。
 2 「算出税額(ウ)、(オ)」欄には、1円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載する。

平成15年5月1日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 収受印 </div>		整理番号	
平成15年5月20日 同一税務署管内にある2以上の貯蔵場所について、一括して申告する場合には、所持数量が最も多い貯蔵場所を記載	申告者	(貯蔵場所の所在地及び名称) (〒100 - 0002) (電話) 千代田区大手町1 - 3 - 3 コンビニエンスB 3216- x x x x	
		(住所) (〒100 - 0001) (電話) 千代田区霞が関3 - 1 - 1 3581- x x x x	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) (有) 国税酒店 代表取締役 国税一郎 <div style="float: right; text-align: center;">   </div>	
下記のとおり、平成15年5月1日現在における手持品課税対象酒類の酒税の納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。			
取り消し線		記	
納付すべき税額等の計算	区 分	この申告書による税額	修正申告の場合の修正申告前の確定額
	差引酒税額の合計	円 29,539	円
	端数切捨額	(の100円未満の額) 39	
	納付すべき税額	(-) 29,500	00
		税額算出表(その3)の「差引酒税額」の「合計」欄を記載	
申告期限を後する申告理由又は修正	2つの貯蔵場所分を一括して申告する場合には、「有」に印を付けるとともに、カッコ内に場数を記載		一括申告の有無 <input checked="" type="radio"/> 有(2 場)・無
	他の税務署管内にも貯蔵場所がある場合には、「有」に印を付けるとともに、カッコ内に場数を記載		他署管内の貯蔵場所の有無 <input checked="" type="radio"/> 有(1 場)・無
通信日付印	平成 年 月 日	確認者印	納期限 平成 年 月 日
修正申告の場合の当初の申告書提出年月日	平成 年 月 日	確認者印	審査者印 徴収カード等 整理
税理士法上の書面提出の有無	<input type="radio"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="radio"/> 税理士法第33条の2の書面提出有		システム入力用 受理番号

税理士署名押印

(印)

(注) 1 印欄は、記載しないでください。
 2 「税理士法上の書面提出の有無」欄は、当該申告書を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。

平成15年5月1日実施の手持品課税に係る税率表

「税額算出表」にあらかじめ印刷されていない税率があった場合には、以下の表の税率を「税額算出表」に転記してください。

1 合成清酒 1ml当たりの税率

アルコール分	新 税 率	旧 税 率
8度未満	0.050451 円	0.042270 円
8 度以上 9 度未満	0.050451	0.042270
9 度以上 10 度未満	0.056758	0.047560
10 度以上 11 度未満	0.063065	0.052850
11 度以上 12 度未満	0.069372	0.058140
12 度以上 13 度未満	0.075679	0.063430
13 度以上 14 度未満	0.081986	0.068720
14 度以上 15 度未満	0.088293	0.074010
15 度以上 16 度未満	0.094600	0.079300

(注) アルコール分が16度以上の合成清酒は、手持品課税の対象とはなりません。

2 果実酒 1 ml 当たりの税率

区 分	アルコール分	新 税 率	旧 税 率
アルコール分が13度未満で、かつ発泡性を有するもの	8度未満	0.046976 ^円	0.037664 ^円
	8 度以上 9 度未満	0.046976	0.037664
	9 度以上 10 度未満	0.052848	0.042372
	10 度以上 11 度未満	0.058720	0.047080
	11 度以上 12 度未満	0.064592	0.051788
	12 度以上 13 度未満	0.070464	0.056496
その他のもの	-	0.070472	0.056500

3 甘味果実酒 1 ml 当たりの税率

区 分	アルコール分	新 税 率	旧 税 率
アルコール分が13度未満で、かつ発泡性を有するもの	8度未満	0.069144 ^円	0.065728 ^円
	8 度以上 9 度未満	0.069144	0.065728
	9 度以上 10 度未満	0.077787	0.073944
	10 度以上 11 度未満	0.086430	0.082160
	11 度以上 12 度未満	0.095073	0.090376
	12 度以上 13 度未満	0.103716	0.098592
その他のもの	13度未満	0.103722	0.098600
	13 度以上 14 度未満	0.112366	0.106820
	14 度以上 15 度未満	0.121010	0.115040
	15 度以上 16 度未満	0.129654	0.123260
	16 度以上 17 度未満	0.138298	0.131480
	17 度以上 18 度未満	0.146942	0.139700
	18 度以上 19 度未満	0.155586	0.147920
	19 度以上 20 度未満	0.164230	0.156140
	20度以上	0.164230に19度を 超える1度ごとに 0.008644を加算	0.156140に19度を 超える1度ごとに 0.008220を加算

4 発泡酒 1 ml当たりの税率

区 分	アルコール分	新 税 率	旧 税 率
麦芽使用比率が 25%未満のもの	-	円 0.134250	円 0.105000
麦芽使用比率が 25%以上50%未満 の も の	-	0.178125	0.152700

5 その他の雑酒 1 ml当たりの税率

区 分	アルコール分	新 税 率	旧 税 率
アルコール分が13 度未満で、かつ発 泡性を有するもの	8度未満	円 0.069144	円 0.065728
	8度以上 9度未満	0.069144	0.065728
	9度以上 10度未満	0.077787	0.073944
	10度以上 11度未満	0.086430	0.082160
	11度以上 12度未満	0.095073	0.090376
	12度以上 13度未満	0.103716	0.098592
そ の 他 の も の	13度未満	0.103722	0.098600
	13度以上 14度未満	0.112366	0.106820
	14度以上 15度未満	0.121010	0.115040
	15度以上 16度未満	0.129654	0.123260
	16度以上 17度未満	0.138298	0.131480
	17度以上 18度未満	0.146942	0.139700
	18度以上 19度未満	0.155586	0.147920
	19度以上 20度未満	0.164230	0.156140
	20度以上	0.164230に19度を 超える1度ごとに 0.008644を加算	0.156140に19度を 超える1度ごとに 0.008220を加算